

「保証協会団信」加入意思確認書

愛媛県信用保証協会 御中

西暦 年 月 日

保証申込人
(保証申込人が法人の場合は法人名)

住所

氏名

実印

私は、この度の信用保証委託申込に際し、信用保証協会団体信用生命保険制度
(「保証協会団信」)について次の通りとします。(いずれかに○をしてください。)

保険に
加入する。

保険に
加入しない。

被保険者
(被保険者については、保証申込人が法人の場合
は代表者名。印は個人の実印。)

住所

氏名

実印

【ご案内】

- 愛媛県信用保証協会は、中小企業者の皆様への〔プラスワンサービス〕として「保証協会団信」を取り扱っております。
「保証協会団信」への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。
念のため、本書により加入意思の有無を確認させていただいております。
- 融資形式・年齢など、ご利用いただける方の条件が決まっています。
「保証協会団信」をご利用いただけない方は本書を提出する必要はありません。
また、条件を満たす方でも、生命保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。
- 原則として保証決定後の加入はできませんので、「保証協会団信」申込に関わる書類は、保証申込時に一緒に提出してください。

詳細は裏面または「保証協会団信」のパンフレットをご参照下さい。

(ご署名前にお読み下さい)

保証協会団信について

1. 目的

債務額に応じた特約料(保険料)でお客様(中小企業者の方々)の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図るものです。なお、特約料は、お客様の負担となります。

年払特約料の目安(融資金額100万円について)(元金均等返済、据置期間なしの場合)

(単位:円)

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	5,310	3,020	1,060	—	—	—	—	—	—	—	9,390
5年	5,540	4,160	2,990	1,810	640	—	—	—	—	—	15,140
7年	5,640	4,650	3,810	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	20,940
10年	5,710	5,020	4,430	3,850	3,260	2,670	2,080	1,490	910	320	29,740

※上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

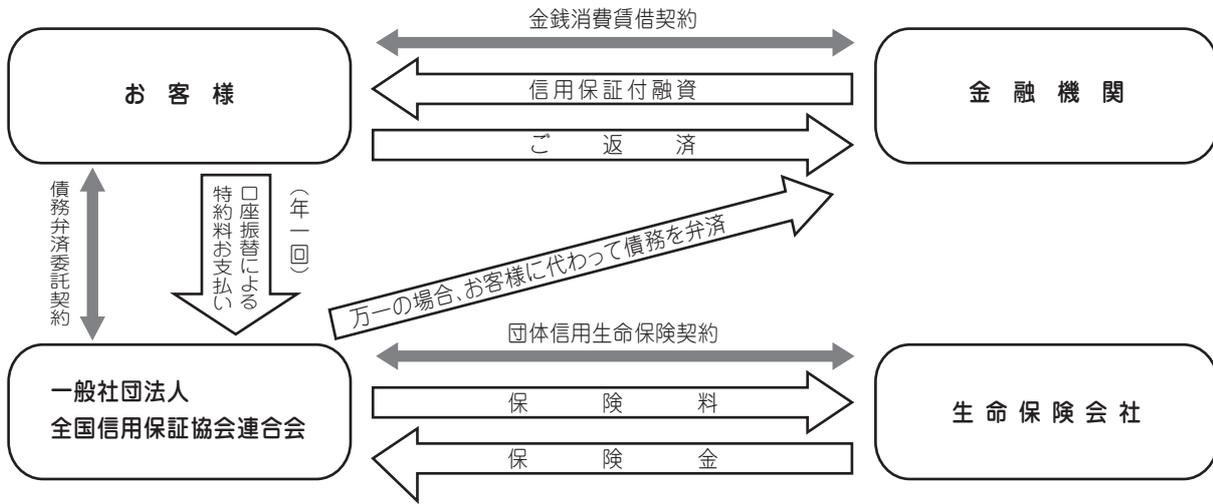
(平成26年6月時点)

※保証協会団信から脱退した場合、またはお客様の都合で保証付融資を繰上げ完了した場合は、年払特約料の返還は行われませんので、ご注意ください。

※年払い特約料については、今後変更される場合があります。

2. 仕組み

この制度は、お客様が信用保証協会の保証付で金融機関から融資を受けるに際して、お客様が一般社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)を保険契約者とする団体信用生命保険に被保険者として加入するとともに、連合会との間で「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を締結することにより、被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障がい状態となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱い金融機関に対する債務を弁済することになります。



3. 加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主又は法人等

4. 被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上、満66歳未満の方(満70歳で自動脱退となります。)

- ① 個人事業主の場合は本人
- ② 法人等の場合は代表者であって、信用保証付融資の連帯保証人

5. 加入対象融資

- ① 100万円以上1億円以下、証書貸付(手形貸付、手形割引は対象となりません。)
- ② 融資期間1年以上、かつ均等分割返済
※当座貸越、カードローン、手形割引根保証、手形貸付根保証及び一括払いは対象となりません。

6. 申込手続

信用保証を申込み際に、保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、下記の書類が必要となります。

- ① 債務弁済委託契約申込書
- ② 団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書

※保証金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。

その他詳細のお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会(団信担当)までお願いいたします。

電話番号：0120-966-023 (お客様専用ダイヤル)

03-6823-1203 (直通)

※受付時間は月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)